

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	公衆浴場営業許可		
根拠法令の名称・根拠条項	公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項		
基準法令名	吹田市公衆浴場法施行条例（令和元年吹田市条例第44号）第3条、第4条 吹田市公衆浴場許可審査基準（別添）		
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・吹田市公衆浴場法施行条例第3条に規定する公衆浴場の構造設備の基準に適合していることを基準とする。 ・一般公衆浴場にあつては、吹田市公衆浴場法施行条例第4条に規定する一般公衆浴場の設置の場所の配置の基準及び吹田市公衆浴場許可審査基準（別添）に適合していることを基準とする。 		
標準処理期間	<p>文書が提出先に到達した日の翌日から15日間 ただし、次の期間は含まれない。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(2) 申請に不備のある場合の補正に要する指導期間、申請者自らが申請内容を変更するために要する期間等</p>		
所管部室課名	健康医療部衛生管理課		
内 訳		名 称	期 間
	処分機関	健康医療部衛生管理課	15日間
	審議機関		
	経由機関		
	協議機関		
備考			
最終改正年月日	令和6年4月15日		

参考

[根拠法令]

《公衆浴場法》

第2条 業として公衆浴場を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

[基準法令]

《吹田市公衆浴場法施行条例》

(公衆浴場の構造設備の基準)

第3条 公衆浴場の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 脱衣室は、次に掲げる基準に適合すること。

ア 男性用と女性用とを分け、室外から見通すことができない構造とすること。

イ 床面は、耐水性の材料を用いること。

ウ 入浴者の衣類その他の携帯品を保管することができる設備を浴室の収容人数に応じて設けること。

エ 開放することができる窓又は換気設備を設けること。

オ 洗面設備を設けること。

(2) 浴室は、次に掲げる基準に適合すること。

ア 男性用と女性用とを分け、室外から見通すことができない構造とすること。

イ 床面は、流し湯が停滞しないよう適当な勾配を設け、清掃を容易に行うことができる構造とすること。

ウ 床面、周壁及び浴槽は、耐水性の材料を用いること。

エ 天井は、適当な勾配を設け、水滴が落下しないようにすること。

オ 湯気抜き及び換気設備を設けること。

(3) 飲用水を供給する設備を、脱衣室又は浴室の入浴者の利用しやすい場所に、男性用及び女性用のそれぞれにつき1箇所以上設けること。

(4) 原湯（浴槽に直接注入される湯をいう。以下同じ。）、原水（浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）、上り用湯（洗い場に備え付けられた給湯栓から供給される湯をいう。以下同じ。）及び上り用水（洗い場に備え付けられた給水栓から供給される水をいう。以下同じ。）に使用する水を規則で定める水質基準に適合させるために必要なる過器、消毒設備又はこれらに準ずる設備を設けること。ただし、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道又は大阪府特設水道条例（昭和33年大阪府条例第30号）第2条第1項に規定する特設水道により供給される水を使用する場合は、この限りでない。

(5) 原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）を設ける場合には、貯湯槽内の湯の温度を常に摂氏60度以上に保つことができる加温装置を設けること。

(6) 浴槽内の湯水（以下「浴槽水」という。）を循環させる場合には、次に掲げる基準に適合すること。

ア 1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上のろ過器を設置すること。

イ ろ過器のろ材は、洗浄、交換又は消毒が容易にできるものとする。

ウ 浴槽水がろ過器に入る直前の位置に集毛器及び塩素系薬剤等の注入口又は投入口を設置すること。

(7) 浴槽に気泡発生装置を設ける場合には、空気の入入口から土ぼこりが入らない構造とすること。

(8) 便所は、次に掲げる基準に適合すること。

ア 更衣室の入浴者の利用しやすい場所に設けること。

イ 開放することができる窓又は換気設備及び流水式手洗い設備を設けること。

(9) 浴場の汚水を停滞させることなく適切に排出する設備を設けること。

(10) 履物を保管することができる設備を浴室の収容人数に応じて設けること。

(11) 施設の周囲は、清掃及び排水を容易に行うことができる構造とすること。

(12) 第1号エ及び第2号オに掲げるもののほか、施設内の採光、照明及び換気を十分に行うことができる構造設備とすること。

(13) ねずみ、衛生害虫等の侵入を防止するために必要な金網等を、外部に開放する排水口、窓等に設けること。

(14) 一般公衆浴場において娯楽室、マッサージ室その他入浴施設以外の施設を設ける場合には、入浴施設と明確に区分すること。

2 市長が公衆浴場の構造設備が前項の基準に適合する必要があると認めるとき（これらの基準に適合しないことについてやむを得ない事情があり、かつ、当該基準に適合しなくても公衆衛生上支障がないと認めるときを含む。）は、同項の基準のうち当該適合する必要がある部分は、当該施設に対しては、適用しない。

（一般公衆浴場の設置の場所の配置の基準）

第4条 法第2条第3項の条例で定める基準は、新たに設置しようとする一般公衆浴場（以下「新設の一般公衆浴場」という。）の敷地と既に同条第1項の許可を受けている他の一般公衆浴場（以下「既設の一般公衆浴場」という。）の敷地との間の距離が、おおむね200メートル以上であることとする。ただし、河川、線路等により新設の一般公衆浴場と既設の一般公衆浴場との間の通行が制限されている場合、既設の一般公衆浴場の周辺に公営住宅等がある場合その他の特別な事情がある場合にあつては、200メートルを超えない範囲内で市長が公衆衛生上適当と認める距離以上であることとする。